

令和2年度 第12回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和2年度第12回農業委員会総会日程表

日時 令和3年3月5日（金） 午後1時30分～
場所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
- 日程第6 諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について
- 日程第7 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員（19名）

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 尾藤元一 | 3 高橋忠明 | 4 横尾昇 |
| 5 押条和司朗 | 6 中泉敏則 | 7 鈴木修三 | 8 篠原京子 |
| 9 星川俊夫 | 10 高橋博 | 11 坂上宏 | 12 眞鍋晴豊 |
| 13 鈴木博美 | 14 高橋藤信 | 15 鈴木和治 | 16 鈴木秀幸 |
| 17 寺尾悟志 | 18 則友祝幸 | 19 石川武将 | |

出席農地利用最適化推進委員（23名）

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 脇純樹 | 2 石川茂 | 3 薦田悦男 | 5 石川俊治 |
| 6 佐藤保之 | 8 鎌倉静夫 | 9 尾崎之隆 | 10 喜井仁志 |
| 11 村上紘一 | 12 三宅恒久 | 13 紀井正明 | 14 受川清男 |
| 15 河村一碩 | 16 合田篤夫 | 17 鈴木一郎 | 18 眞鍋聖二 |

19 川上雅司 20 渡辺 昇 21 越智 寧 22 村上佳清
23 近藤良啓 24 高橋祥志 25 鈴木敏也

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

4 森川雅之 7 宇高 勉

出席した職員

事務局長 篠原敬三 次 長 石川考太 係 長 大西かおり
係 長 合田 圭 係 長 三村真都華 主 査 金子愛弓

第12回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和3年3月5日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

- 局長 みなさん、ご起立願います。
- 局長 「礼」ご着席ください。
- 局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。
- 会長 (会長挨拶)
- 議長 只今の出席委員数は、19名であります。
- 議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。
- 議長 よって、第12回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。
- 議長 これより、会議を開きます。
- 議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
- 議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、
農地利用最適化推進委員の
4番 森川 雅之 (もりかわ まさゆき) 委員
7番 宇高 勉 (うだか つとむ) 委員
より欠席届がありましたので、お知らせいたします。
- 議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
- 議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、
6番 中泉 敏則 (なかいずみ としのり) 委員
8番 篠原 京子 (しのはら きょうこ) 委員
を指名いたします。
- 議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知に

ついて」を議題といたします。

議長 報告を求めます。金子 愛弓（あゆみ）君

金子 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

番号1の案件については、令和2年11月29日解約。

番号2の案件については、令和3年1月28日解約。

番号3の案件については、令和3年1月31日解約。

番号4の案件については、令和3年2月1日解約。

番号5の案件については、令和3年1月16日解約。

番号6の案件については、令和2年10月15日解約。

番号7の案件については、令和2年9月16日解約。

以上、7件の解約通知がありましたので報告します。

議長 以上で報告を終わります。

議長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 真都華（まどか）君

三村 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、いところへの売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は果樹の栽培を予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後はみかんの栽培を予定しています。

なお、受人の経営農地面積が下限面積未満となっておりますが、後ほどの議案第3号、番号3で、利用権設定の申請がなされており、今総会で承認されれば、下限面積以上となりますので、この案件についての許可日は、農用地利用集積計画の公告日ということとなります。

番号3の案件については、先日、申請者の都合により、「取り下げ願

い」が提出されましたので報告いたします。
番号4の案件については、小作地開放です。受人は所有権を買い取り、経営の安定を目指すために申請するもので、許可後は米と野菜の栽培を予定しています。

番号5の案件については、議案書1ページ、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」番号4で説明した、合意解約の関連案件で、受人はこれまで申請地を耕作しており、小作地開放により、小作地の約半分の面積について、所有権が贈与されるものです。許可後は、近隣の農地を耕作しているので、農機具等を管理するために使用する予定です。

番号6の案件については、姉の夫への贈与による所有権移転です。許可後は野菜の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、について質疑ありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番の案件については、先程、説明したとおり、「取り下げ願

提出されましたので、続いて4番について、質疑があれば、よろしく
お願いします。

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。

議長 6番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 まず、最初に番号1番について、採決いたします。

この案件については、鈴木 和治委員の関連案件でありますので、農
業委員会等に関する法律第31条の規定により、鈴木委員の退席を求
めます。

(鈴木 和治委員 退席)

議長 議案第1号、番号1番、「農地法第3条第1項の規定による許可申
請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求め
ます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 鈴木 和治委員の入室を許可いたします。

(鈴木 和治委員 入室・着席)

議長 鈴木 和治委員に報告します。鈴木委員関連案件の番号1番、「農地
法第3条第1項の規定による許可申請」については許可することに決

しましたので、報告いたします。

議長 それでは、引き続き、採決を行います。

議長 議案第1号中、番号1番以外の案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。合田 圭(けい)君

合田 それでは、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は15件で、すべての案件について、申請要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1と2の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は、日当たりが良く、太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設です。申請地は、小集団の農地であり、転用許可申請することは、やむを得ないと思われれます。

番号3の案件については、受人は、申請地周辺地域での貸駐車場の需要が高まっていることを考慮して、住環境の整った申請地を譲り受けての露天貸駐車場建設です。申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われれます。

番号4の案件については、受人は家電販売及び電気工事業を営んでいますが、来客者の駐車場が不足していること、また、資材を入れる倉

庫や廃材置場が必要なことから、申請地を譲り受けての駐車場、倉庫及び廃材置場建設です。申請地は、既存施設の隣接地であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。なお、許可を受けずに、以前より、申請地の一部を駐車場として使用しているため、今回始末書が提出されています。

番号5の案件については、受人は現在、賃貸共同住宅に居住していますが、手狭になったため、申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。申請地は第3種農地であり、転用許可申請することは問題ないと思われます。

番号6の案件については、受人は製紙業を営む法人ですが、来客用の駐車場が不足していることから、所有地である工場から近く、利便性のよい申請地を譲り受けての露天駐車場建設です。申請地は第3種農地であり、転用許可申請することは問題ないと思われます。

番号7の案件については、受人は紙加工業を営む法人ですが、運搬車両の待機スペースの不足、及び、慢性的な従業員駐車場不足の解消のため、申請地を借り受けての露天駐車場建設です。申請地は、既存施設の隣接地であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。

番号8の案件については、受人は紙加工業を営む法人ですが、資材や製品の増加により、現在の倉庫では手狭になったため、取締役の父である渡人が所有する申請地を借り受けての倉庫建築です。申請地は、既存施設の隣接地であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。

番号9の案件については、先日、申請者の都合により、「取り下げ願ひ」が提出されましたので報告いたします。

番号10の案件については、受人は現在、申請地に隣接する居宅に居住していますが、自家用車の駐車場が不足しているため、また、駐車場から玄関までのスロープを新たに設置し、自宅のバリアフリー化を進めるため、申請地を譲り受けての駐車場建設です。申請地は、既存施設の隣接地であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われま

す。番号11の案件については、受人は現在、賃貸物件に居住していますが、妻の実家近くに住宅を建築するため、義父が所有する申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われま

す。番号12から14の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は不動産の売買及び賃貸業を営む法人ですが、交通アクセスが良く、生活環境も整っており、地域住民の需要も見込まれることから、受人が店舗を整備し、法人へ貸し出すための申請地を借り受けての貸店舗建設です。申請地は第3種農地であり、転用許可申請することは問題ないと思われま

す。番号15の案件については、受人は現在、両親と同居していますが、家族が増え手狭になったため、住環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。申請地は第3種農地であり、転用許可申請することは問題ないと思われま

す。番号16の案件については、受人は現在、賃貸住宅に居住していますが、手狭になったため、住環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。申請地は第3種農地であり、転用許可申請することは問題ないと思われま

番号17の案件については、受人は現在、賃貸共同住宅に居住していますが、手狭になったため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。

申請地は第1種農地ではありますが、集落接続が確認できており、転用許可申請することは、やむを得ないと思われれます。

番号18の案件については、受人は現在、賃貸共同住宅に居住していますが、手狭になったため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われれます。

番号19から30の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は製紙業を営む法人ですが、近年の大幅な受注の増加により、既存工場では生産が追いつかず苦慮しているため、申請地を譲り受けての工場建設です。申請地は第3種農地であり、転用許可申請することは問題ないと思われれます。

3,000 m²を超える案件ですので、排水計画等については、都市計画課の開発協議で審議されております。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。
議長 4番
委員 特に異議ありません。
議長 5番
委員 特に異議ありません。
議長 6番
委員 特に異議ありません。
議長 7番
委員 特に異議ありません。
議長 8番
委員 特に異議ありません。
議長 9番の案件については、先程、説明したとおり、「取り下げ願ひ」が提出されましたので、続いて10番について、補足説明があれば、よろしくお願ひします。
委員 特に異議ありません。
議長 11番
委員 特に異議ありません。
議長 12番
委員 特に異議ありません。
議長 13番
委員 特に異議ありません。
議長 14番
委員 特に異議ありません。
議長 15番
委員 特に異議ありません。

議長 16番
委員 特に異議ありません。
議長 17番
委員 特に異議ありません。
議長 18番
委員 特に異議ありません。
議長 19番から30番
委員 特に異議ありません。
議長 ほかに、質疑はありませんか。
委員 (「特になし。」との声)
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
議長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
委員 (挙手全員)
議長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。
議長 日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。
議長 議案の説明を求めます。三村 真都華(まどか)君
三村 それでは、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画の承認について」説明いたします。
番号1の案件については、3年間の使用貸借です。
番号2の案件については、3年間の使用貸借です。
番号3の案件については、1年6か月の賃貸借です。

番号4の案件については、5年間の賃貸借です。

番号5から7の案件については、2年間の使用貸借です。

番号8の案件については、3年間の使用貸借です。

番号9の案件については、2年間の使用貸借です。

番号10の案件については、10年間の使用貸借です。

番号11の案件については、2年間の使用貸借です。

番号12の案件については、5年間の使用貸借です。

番号13の案件については、10年間の使用貸借です。

番号14から29については再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、番号14番から29番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番から7番

委員 特に異議ありません。

議長 8番

委員 特に異議ありません。

議長 9番

委員 特に異議ありません。

議長 10番

委員 番号10番から12番は、受人が同一人のため、まとめて報告します。2月22日、関係者と現地確認をしました。番号10番と11番の農地は、受人の住所から少し距離が離れていますが、農地所有者から農機具を借りることができ、農作についても指導を受けることができるということです。受人は、新規就農であります。昨年より野菜を栽培しています。また、法人化するために、松山市の「農業と福祉を融合した就労支援事業所」からの支援を依頼しています。今後は、農福連携の就労支援事業所として、障がい者の支援と農作物の品質向上を目指していく予定です。以上のことから、特に問題ないと思いません。

議長 13番

委員 特に異議ありません。

議長 番号14番から29番までの再設定について質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いた

します。

議長 日程第6、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について」、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 愛弓（あゆみ）君

金子 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について」説明いたします。

番号1の案件については、先程説明しました、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」番号19から30の「工場建設」の関連案件です。申請人は工場の建設を予定しており、都市計画法第40条に基づき、開発区域での「道及び水路」の用途を廃止し、払い下げ後、相互帰属によって、新たに設置する「道及び水路」を四国中央市に帰属する予定です。

番号2の案件については、先程説明しました、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」番号12から14の「貸店舗建設」の関連案件です。申請人より、隣接地に貸店舗を建設するにあたり、現在の「道及び水路」の用途を廃止し、払い下げ後、一体利用する予定です。なお、代替地を市に寄付する予定です。

番号3の案件については、昨年11月5日開催の農業委員会総会において、「農地法第5条第1項の規定による許可申請」の「特定建築条件付売買予定地」に係る審議で「異議がない旨の意見」を附して県へ進達した案件の関連です。今回、水路の払い下げを受け、隣接地とともに一体利用し、分譲宅地を造成する予定です。

番号4の案件については、申請人は倉庫の建設を予定しており、払い下げを受け、隣接地とともに一体利用する予定です。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特にありません。

議長 2番

委員 特にありません。

議長 3番

委員 特にありません。

議長 4番

委員 特にありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」
は、「廃止しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の
挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

議長 よって、諮問第1号は、「廃止しても支障がない旨の意見」とし、市
へ答申いたします。

議長 日程第7、諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見
について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 かおり 君

大西 それでは、諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見
について」説明いたします。

番号1の案件については、個別除外の案件です。申請者は、紙製品の加工及び販売に関する事業を営む法人ですが、現在、出荷等における搬入及び搬出の頻度が非常に多く、運送車両が路上で渋滞を起こし、近隣住民へ迷惑をかけている状態です。そこで、所有地において検討しましたが、利用可能な施設及び建設可能な敷地がなく、除外申請地以外に条件を満たす土地がなかったため、今回やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特にありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は、変更しても支障がない旨の意見とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は、「変更しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意

見等がありましたらお願いします。

委員 (特になしとの声)

議長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局長 事務報告

議長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第12回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14 : 16)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 博

委 員 中 泉 敏 則

委 員 篠 原 京 子